平成27年7月23日 27練教こ保第697号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の 17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業 等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「事業者」という。)に対して練馬区(以下「 区」という。)が実施する指導検査について必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、事業者が行う家庭的保育事業等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言および指導を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導検査の対象)

- 第3条 この要綱に基づく指導検査の対象は、つぎに掲げる事業を練馬区の区域内において 行う事業者とする。
  - (1) 家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)
  - (2) 小規模保育事業(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。)
  - (3) 居宅訪問型保育事業(法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。)
  - (4) 事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。) (指導検査の基本方針)
- 第4条 指導検査は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例(平成 26年10月練馬区条例第44号。以下「条例」という。)および法その他の関係法令等(以下 「関係法令等」という。)に照らし、厳正に実施する。
- 2 指導検査において指摘すべき事項があった場合は、その発生原因および是正策を明らか にし、事業者の適正かつ自律的な運営を促すための助言および指導を行う。
- 3 条例および関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、事業の運営に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。
- 4 指導検査の実施および指導検査結果の作成に当たっては、関係部課等との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の形態等)

- 第5条 指導検査の形態は、一般指導検査および特別指導検査とする。
- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、家庭的保育事業等を行う施設の所在地等 実地において行う検査を基本とする。ただし、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限 定して定め、短時間で実施することができるものとする。
- 3 一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に事業者から改善報告書 等が提出された場合は、書面によるほか、必要に応じて現地で確認する検査を行うものと する。

- 4 特別指導検査は、つぎの各号のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め 重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、 実地で行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法、当該検査に係る事業者 に対し出頭を求め、質問する方法等、効率的、効果的な方法を適宜用いて実施するものと する。
  - (1) 事業者が行う家庭的保育事業等が条例もしくは関係法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該家庭的保育事業等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
  - (2) 一般指導検査による改善が認められないとき。
  - (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査実施方針および実施計画)

- 第6条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目等を掲げる指導検査実施方針(以下「実施方針」という。) および実施計画を、毎年度指導検査開始時までに別に定める。
- 2 家庭的保育事業等の運営等に問題が発生した場合等必要があると認めるときは、前項の 実施計画にかかわらず、適宜指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第7条 区は、指導検査を効率的に実施するため、事業者に、前条第1項の実施方針を踏ま えた指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書を送付し、指定期限までに、調査書お よび関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第8条 区は、指導検査項目、条例および関係法令等、評価事項等を集約した指導検査基準 (以下「検査基準」という。)を別に定める。

(一般指導検査の実施)

- 第9条 区長は、一般指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の 実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただ し、指導検査を緊急に実施する必要があると認められる場合は、指導検査の開始時に文書 を提示するなどの方法により行う。
- 2 一般指導検査の体制は、原則として家庭的保育事業等の指導検査を担当する職員(以下 「検査員」という。) 2名以上で編成し、うち1名は係長級以上の職にある者を充てる。
- 3 一般指導検査の検査員は、検査基準に基づき、調査書等を参考に、分担して当該検査を 実施する。この場合において、当該検査の検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、 係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 4 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者に対して、実地検査指導事項票を用いて、当該検査の結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。
- 5 前項の講評は、係長級の職にある者は全般にわたる事項および担当検査事項について、 他の検査員は自己の担当検査事項について行う。ただし、条例または関係法令等の解釈等

で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評は行わず、関係者を招致して行う ことができる。

6 一般指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

- 第10条 一般指導検査の検査員は、当該検査の終了後その結果について綿密に検討し、問題 点のある場合はそのことを明確にした上で、福祉部長に報告する。
- 2 一般指導検査の検査員は、前項の検討結果に基づく指導検査結果を、当該検査に係る事業者宛てに文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、問題点等を具体的に通知する。
- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告および前項の規 定による通知は、指導検査終了後速やかに行う。
- 4 一般指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、 原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、 その改善内容を確認する。
- 5 関係部課等に対しては、必要に応じ、一般指導検査の結果を通知し、またはこれと協議 を行うなど、連携を密にする。

(特別指導検査の実施)

- 第11条 区長は、特別指導検査を実施するときは、事業者に対し、あらかじめ、指導検査の 実施日時その他指導検査の実施に関し必要な事項を文書により通知するものとする。ただ し、指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法 により行うことができる。
- 2 特別指導検査の体制は、原則として管理職を加えた検査員3名以上により実施する。
- 3 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、事業者 に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項等を口頭で指示する。ただし、状況によっ て、現地での講評を行わず関係者を招致して行うことができる。
- 4 特別指導検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課、関係行政機関等の職員、家庭的保育事業等に関係する者等に対して指導検査への立会いを求め、または必要事項の調査・照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

- 第12条 特別指導検査の検査員は、当該検査の終了後、その概況を福祉部長に報告し、必要 に応じて、関係部課と協議する。
- 2 特別指導検査の検査員は、指導検査結果について、当該検査に係る事業者宛てに、理由 を付して文書で通知する。この場合において、検査基準における評価区分に照らして文書 による指摘事項が認められるときは、問題点等を具体的に通知する。
- 3 特別指導検査結果に文書による指摘事項がある場合は、当該検査に係る事業者に対し、 原則として、当該文書到達後30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、

その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。

- 4 改善状況報告書もしくは改善計画書が期限内に提出されないとき、または前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、関係法令等の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 5 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど、緊急を要すると認められるときは、前2項 の規定にかかわらず、直ちに行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(指導方針の継続および統一の確保)

第13条 指導検査の結果生じた疑義および条例または関係法令等の解釈については、関係部 課と調整または協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理す る。

(関係部課との連携)

第14条 検査員は、関係部課と連携の上、事業者の指導検査に係る指導事項等の情報の把握 に努めるものとする。

(指導検査情報の提供)

- 第15条 指導検査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、東京都等へ提供する。
- 2 指導検査の結果に係る施設等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の 事業者への指導等に支障があると認める場合を除き、区ホームページに掲載し、区民に広 く提供する。

(指導検査情報の公開)

第16条 指導検査に関する情報は、法令により非公開とされる場合を除き、原則として公開 するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則(令和3年4月22日3練福管第10016号)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。